

基準公表日以後の開始年度からの早期適用も可

改正法人税等会計基準は 2028年4月1日から適用

企業会計基準委員会（ASBJ）が開発している法人税等会計基準だが、2028年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが明らかとなった。1月9日に公表された公開草案では、適用時期は最終基準を公表した日から1年程度経過した年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からとされているため、順調に審議が行われることになれば、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされていたが、住民税（均等割）の取扱いの変更に関して経過措置を設けたことなどを踏まえると、改正法人税等会計基準の公表から適用までに少なくとも1連結会計年度等を超える期間を確保することが必要と判断した。ただし、早期適用は公開草案通り認めるとしており、3月期決算会社であれば、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。そのほか、住民税（均等割）の取扱いの変更に関しては、その他の変更も含め会計方針の変更として取り扱い、住民税（均等割）に限定せずに経過措置を適用できることに見直すとしている。

改正法人税等会計基準は7月頃を目途に正式決定へ

企業会計基準委員会は3月9日まで意見募集を行っていた企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等に対して寄せられたコメントについて検討を開始しているが、今のところ7月頃を目途に正式決定する方向となっている。この場合、公開草案によれば、公表から適用開始までの期間が9か月程度経過した2027年4月1日以後開始する連結会計年度等の期首から適用されることが想定される。

この点、公開草案の審議の過程で、住民税（均等割）の取扱いの変更に関して経過措置を設けたことを踏まえると、3月期決算会社においては、改正法人税等会計基準の公表から適用まで少なくとも1連結会計年度又は1事業年度を超える期間を確保することが必要

と判断し、改正法人税等会計基準は、2028年4月1日以後開始する連結会計年度等の期首から適用することとしている。

早期適用に関しては、公開草案通り認める。例えば、IFRS会計基準を任意適用している企業においては、個別財務諸表の段階から住民税（均等割）について販売費及び一般管理費等に表示するなど、適用時期よりも前に新たな会計基準を適用するニーズが想定されると指摘。改正法人税等会計基準を公表した日以後開始する連結会計年度等の期首からの早期適用を認めるとしている。

仮に7月に改正法人税等会計基準が公表された場合は、3月期決算会社であれば2027年4月1日以後開始する連結会計年度等の期首から早期適用が可能になる。